

2018年4月号 (Vol.14)

近時の法改正等（投資法人の監督役員の欠格事由緩和 及び2018年度税制改正）について

I. はじめに

II. 投資法人の監督役員の欠格事由緩和

III. 2018年度税制改正

森・濱田松本法律事務所

弁護士 藤津 康彦

TEL. 03 6212 8326

yasuhiko.fujitsu@mhmjapan.com

弁護士 青山 正幸

TEL. 03 6266 8925

masayuki.aoyama@mhmjapan.com

弁護士 金光 由以

TEL. 03 6213 8107

yui.kanemitsu@mhmjapan.com

I. はじめに

本ニュースレターでは、REIT 実務に関連する近時の法令改正の動きを取り上げます。

まず、2017年12月27日付で投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下「投信法施行規則」といいます。）等を改正する、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令が公布され、2018年4月1日より施行されています（以下「本規則改正」といいます。）。本規則改正により、投資法人の監督役員に係る欠格事由の一部が緩和されました。

また、2018年3月31日付で所得税法等の一部を改正する法律が公布され、特段の定めのあるものを除き、2018年4月1日より施行されています（以下「本税制改正」といいます。）。REIT 実務との関係では、租税特別措置法の改正により、海外不動産への投資の障害となっていた内外二重課税の調整が行われる点が注目されます。

なお、本ニュースレターは改正内容の全てを記載しているものではないことにご留意ください。

II. 投資法人の監督役員の欠格事由緩和

1. 従来の欠格事由

投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）のもとでは、監督役員と一定の利害関係を有する金融商品取引業者に対する資産運用業務の委託が禁止されており（投信法 200 条）、反射的に、すでに業務を受託している資産運用会社と一定の利害関係を有する者が投資法人の監督役員に就任することを禁ずる欠格事由としての機能を有しています。執行役員の職務執行を監督することにより投資

REIT NEWSLETTER

法人の運営や取引の透明性を確保するという監督役員の重要な役割に鑑み、その独立性を確保するため、監督役員については幅広く欠格事由が定められています。

なかでも、監督役員の親族¹が資産運用会社の親会社等²又は当該親会社等の子会社³の役員又は使用人である場合を欠格事由とする規定（投信法 200 条 3 号、本規則改正前の投信法施行規則 244 条 3 号ハ）については、「使用人」の範囲を限定する定めがないために、監督役員候補者の選択肢を相当程度狭めてしまう上、在任期間中も定期的に親族の就業状況を幅広く確認する必要があるため、資産運用会社、スポンサー会社及び監督役員本人への負担が重い等、あまりに広範すぎるという批判がありました。

2. 改正のポイント

本規則改正により、投信法施行規則 244 条 3 号ハが改正され、規制の対象となる監督役員の親族の就業状況は、以下の通り限定されました。

本規則改正前	本規則改正後
監督役員の親族が、資産運用会社の親会社等の役員又は使用人である場合	監督役員の親族が、資産運用会社の親会社等の役員又は支配人その他の重要な使用人である場合
監督役員の親族が、資産運用会社の親会社等の子会社の役員又は使用人である場合	監督役員の親族が、資産運用会社の親会社等の子会社（当該資産運用会社を除く。）の役員である場合

さらに、本規則改正に係るパブリックコメントの中で、「支配人その他の重要な使用人」の意義について、取締役会決議による選任が義務付けられている「支配人その他の重要な使用人」（会社法 362 条 4 項 3 号、399 条の 13 第 4 項 3 号等）と同義であるとされており（2017 年 12 月 27 日付金融庁パブコメ回答）、規制の対象となる就業状況がより明確に示されました。

この結果、本規則改正後は、親族が、①資産運用会社の親会社等の使用人であっても、支配人その他の重要な使用人には該当しない場合、及び②資産運用会社や親会社等の兄弟会社の役員ではない場合は、規制対象から除外されることとなり、監督役員の欠格事由が緩和されました。これにより、監督役員候補者の選択の幅が広がったと

¹ 親族とは、配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族をいいます（投信法施行規則 113 条 1 号イ）。

² 親会社等とは、他の会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含みます。）をいいます。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいいます。）を支配している会社等として金融商品取引業等に関する内閣府令 33 条で定めるものをいい（投信法施行規則 244 条 3 号、金融商品取引法施行令 15 条の 16 第 3 項）、資産運用会社のスポンサー会社は親会社等に該当することが一般的です。

³ 子会社とは、法人がその総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法 879 条 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の過半数を保有する株式会社をいいます（投信法 100 条 3 号、投信法施行規則 113 条 1 号ホ）。

REIT NEWSLETTER

同時に、監督役員の親族の就業状況に係る確認の負担が相当程度軽減されると考えられます。

Ⅲ. 2018 年度税制改正

1. 内外二重課税の調整

2014 年 12 月 1 日付で施行された投信法の改正により、一定の要件を満たす場合には、投資法人が海外不動産を保有する現地法人の議決権の過半となる株式数を取得することができるようになりました。この結果、海外現地の規制等により現物不動産を投資法人が直接保有することができない場合であっても不動産保有 SPC を通じた海外不動産への投資が可能となり、投資法人による海外不動産投資の選択の幅が広がりました。

しかし、本税制改正前の制度のもとでは、投資法人が海外不動産に直接又は不動産保有 SPC を通じて投資している場合、当該海外不動産又は不動産保有 SPC が所在する外国で生じた所得については現地で課税されること、投資法人が導管性要件を満たしているときには外国税額控除を受けられる法人税の額が存在しないために、当該投資法人から国内配当等を受け取る投資主にとっては、国外・国内で二重に課税される状況となっていました。

この内外二重課税については、2017 年 9 月 19 日付の一般社団法人日本経済団体連合会による「平成 30 年度税制改正に関する提言」（以下「経団連提言」といいます。）並びに金融庁及び国土交通省からの「平成 30 年度税制改正要望事項」（以下「税制改正要望事項」といいます。）において、調整措置に関する提言及び要望がなされていました。

本税制改正では、所得税の源泉徴収において、投資法人が納付した外国法人税の額のうち、当該投資法人の配当等に対応する部分の金額として一定の計算を行った金額については、当該投資法人の配当等に係る所得税の額を限度として、当該所得税の額から控除することとされ（本税制改正後租税特別措置法 9 条の 3 の 2 第 3 項 3 号、9 条の 6 の 2 第 1 項、2 項）、当該源泉徴収において控除された所得税の額を、居住者又は恒久的施設（以下「PE」といいます。）を有する非居住者のその年分の所得税の額から控除し、内国法人又は PE を有する外国法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除することとされました（本税制改正後租税特別措置法 9 条の 6 の 2 第 3 項、4 項、本税制改正後所得税法 93 条 1 項、165 条の 5 の 3 第 1 項、本税制改正後法人税法 69 条の 2 第 1 項、81 条の 15 の 2 第 1 項、144 条の 2 の 2 第 1 項）。かかる改正は、2020 年 1 月 1 日以後に支払われる配当等について適用することとされています（本税制改正後租税特別措置法附則 60 条、61 条 2 項）。

なお、不動産保有 SPC を通じた海外不動産投資で、投資法人ではなく当該不動産保有 SPC において現地で課税が生じる場合は、これらの調整措置の対象とはされて

REIT NEWSLETTER

いませんので、留意が必要です。

2. 導管性要件（90%超分配要件）における外国法人税額等の調整

投資法人の分配金を損金に算入して投資法人の導管性を確保するための要件の一つとして、配当等の金額が配当可能利益の額⁴の90%超であることが定められていますが（租税特別措置法67条の15第1項2号ホ）、現行の会計制度では、かかる比率の計算にあたって、配当可能利益は外国法人税額等の控除前の金額、配当等の金額は外国法人税額等の控除後の金額となるため、海外不動産比率が高い場合には90%超分配要件を満たすことが難しくなるという問題が指摘されていました。この問題に関しても、経団連提言及び税制改正要望事項の中で、海外不動産等に投資をする投資法人の活動の制約を解消するため、配当可能利益の額から、投資法人が海外不動産等に投資する際に支払う外国法人税額等を控除する措置が提言又は要望されていました。

本税制改正に伴い、2018年3月30日付で投資法人の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令が公布及び施行され、投資法人が海外不動産投資に伴い支払う外国法人税が、損益計算書上、営業費用の項目に含まれることが明らかにされました（投資法人の計算に関する規則48条2項）。この結果、配当可能利益の額は外国法人税額等の控除後となり、90%超分配要件における国内不動産投資と海外不動産投資との間の不均衡が解消されました。かかる改正は、2018年4月1日以後に開始する営業期間に係る計算書類から適用されます。

⁴ 配当可能利益の額とは、租税特別措置法施行規則22条の19第2項に従い、会計上の税引前当期純利益について前期繰越損失を控除する等の一定の調整をした後の金額をいいます（租税特別措置法67条の15第1項2号ホ、租税特別措置法施行令39条の32の3第6項）。

REIT NEWSLETTER

NEWS

➤ Chambers Global 2018 にて高い評価を得ました

Chambers Global 2018 で、当事務所は日本における下記の分野で上位グループにランキングされ、25 名の弁護士がその分野で日本を代表する弁護士に選ばれました。当事務所のバンコクオフィス及びヤンゴンオフィスにおいても下記の分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士が下記の分野にて高い評価を得ております。

なお、ヤンゴンオフィスは日本の法律事務所として唯一、GENERAL BUSINESS LAW: MYANMAR および GENERAL BUSINESS LAW: INTERNATIONAL FIRMS – MYANMAR の分野でランクインし、ヤンゴンオフィスの代表である武川 丈士が日本人として唯一 GENERAL BUSINESS LAW: INTERNATIONAL FIRMS – MYANMAR にランクインしております。

詳細は Chambers のウェブサイトに掲載されております。

弁護士

JAPAN

・ Capital Markets: J-REITs

Leading Individual: 藤津 康彦、尾本 太郎

➤ シンガポールオフィス移転のお知らせ

森・濱田松本法律事務所 シンガポールオフィスは、この度、2018 年 3 月 5 日より下記に移転いたしましたのでご案内申し上げます。

移転先：

1 Raffles Quay, #23-03 One Raffles Quay North Tower, Singapore 048583

TEL : +65-6593-9750 / FAX : +65-6593-9751

※オフィス及び各弁護士の TEL・FAX に変更はございません。

業務開始日：

2018 年 3 月 5 日（月）

REIT NEWSLETTER

➤ パートナー及びオブ・カウンセル就任のお知らせ

本年1月1日付にて、下記の12名の弁護士がパートナーに就任いたしました。

【パートナー】

加賀美 有人、大室 幸子、金丸 祐子、末廣 裕亮、園田 観希央、竹内 哲、東 陽介、本間 隆浩、村上 祐亮、山内 洋嗣、李 政潤、河島 勇太

また、同日付で7名の弁護士がオブ・カウンセルに就任いたしました。

【オブ・カウンセル】

佐藤 貴哉、田井中 克之、田中 浩之、藤田 知也、市村 拓斗、石田 幹人、金丸 由美

今後ともクライアントの皆様により良いリーガル・サービスを提供するため、日々研鑽に努めて参ります。引き続きご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com